

学校感染症による出席停止について

下記の疾病と医師に診断された場合は出席停止扱いとなります。出席停止は、欠席・欠課とならないものです。医師の指示に従い十分に療養してください。病気が治癒し学校に登校後「学校感染症による出席停止届」を担任に提出してください。「学校感染症による出席停止届」は主治医に指示された期間、病名を保護者の方が記入してください。

文部科学省による出席停止になる学校感染症と出席停止期間

平成24年4月より

種類	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（コロナウイルス属SARSコロナウイルスによるものに限る） 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで 左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、第1種の感染症とみみなす。
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ〈H5N1〉を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
第3種	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ※その他の感染症（容連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、带状疱疹など）	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで ※その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です